

嘉麻市人権教育・啓発基本方針

(改定版)



2021（令和3）年3月

嘉麻市

嘉麻市人権教育・啓発基本方針の発行にあたって



21世紀は「人権の世紀」と言われて20年余りが経過しました。この間、人権が尊重される社会の確立に向けた法整備や様々な取組が進められてきました。

このような中、国においては人権三法と言われる「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、福岡県においては「部落差別解消推進条例」といった人権課題に関する法整備が相次いでなされ、嘉麻市においては令和2年3月に「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」を施行し、偏見や差別の解消に向けた取組をそれぞれの役割に応じて進めております。

しかしながら、依然として社会生活の様々な場面において、部落問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が存在しています。また情報化社会の進展により、インターネット上では差別情報を拡散するなど、悪質かつ陰湿となっております。

更には、新型コロナウイルス感染症に対する危機意識から、感染者やその家族を排除したり、医療従事者等に対する差別的対応がなされるなどの新たな人権課題が発生しており、その対応の厳しさが一層増しているものと痛感しております。

嘉麻市では、2007（平成19）年3月に策定した「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」に基づき、市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を認識し、自分の人権と同様に他者の人権にも配慮した行動がとれるよう、人権教育・啓発を進めてまいりましたが、これまでの施策をさらに推進するため、この度「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」を改定することといたしました。

この基本方針を基に、国・県及び近隣市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するための施策を推進し、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」を実現してまいります。

基本方針の改定に当たりまして、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さまをはじめ、熱心にご審議いただきました嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会委員の皆さま、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

嘉麻市長 赤間 幸弘

目 次

第1章 はじめに	P 1
1 嘉麻市における基本理念	P 1
2 人権教育・啓発基本方針の改定にあたって	P 1
3 基本方針策定の主な視点	P 1
（1）まちづくり・地域活性化における人権施策の視点	P 2
（2）嘉麻市の実態を踏まえた人権行政施策の視点	P 2
（3）部落問題をはじめとするすべての差別をなくす視点	P 2
（4）人権確立を妨げる制度・風習を改める人権施策	P 3
（5）人権施策推進における行政の責務と住民の責務	P 3
4 定義	P 3
（1）差別とは	P 3
（2）人権とは	P 3
（3）人権教育・人権啓発とは	P 4
第2章 人権問題を取りまく状況と課題	P 4
1 国際的な潮流	P 4
2 国内の状況と課題	P 5
3 福岡県の状況と課題	P 6
4 嘉麻市の状況と課題	P 6
第3章 人権教育・人権啓発の推進	P 7
1 今までの人権教育・啓発の成果と課題	P 7
2 総合的人権施策とこれからの人権教育・啓発の進め方	P 7
第4章 分野別人権施策の推進	P 8
1 部落問題	P 8
2 女性の人権問題	P 11
3 子どもの人権問題	P 13
4 高齢者の人権問題	P 16
5 障がいのある人の人権問題	P 18
6 アイヌの人々の人権問題	P 20

7	外国人の人権問題	P 21
8	H I V感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	P 22
9	ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題	P 22
10	犯罪被害者とその家族の人権問題	P 24
11	刑期を終えて出所した人の人権問題	P 24
12	インターネット上の人権問題	P 25
13	性的少数者の人権問題	P 25
14	ホームレスの人の人権問題	P 26
15	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	P 27
16	災害発生時の人権問題	P 27
第5章 人権教育・啓発の推進体制と進行管理		P 28
1	人権教育・啓発推進体制と進行管理体制の確立	P 28
2	関係行政機関との連携	P 29
3	関係団体等との連携	P 29
4	行政の主体性確立と職員研修	P 29
5	基本方針の見直し	P 29
第6章 おわりに		P 29
関係資料		P 30

嘉麻市人権教育・啓発基本方針

第1章 はじめに

1 嘉麻市における基本理念

2020（令和2）年3月に制定いたしました「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」（以下「人権尊重まちづくり推進条例」という。）第1条に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するため、差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消するための施策を推進し、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現を目指します。

2 人権教育・啓発基本方針の改定にあたって

本市における人権教育・啓発の施策に関しては、同和対策審議会答申及び同和対策事業特別措置法の施行を受けて、旧市町において、国・県はもとより関係機関及び事業者等と連携しながら、それぞれの実情に即した取組を進め、部落問題の解決に努めてきました。2006（平成18）年3月、嘉麻市の発足以降、2000（平成12）年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第5条の規定に基づき、2007（平成19）年に「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、この基本方針に基づき、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、また一人ひとりの人権が尊重される住みよい社会を実現するため様々な人権施策を実施し、差別の解消へ向けた施策を進めてきました。

この間、国は、人権問題が複雑化、多様化する中、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた法律の整備を進めています。本市では、今回、これら人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえて、基本方針を改定することといたしました。

この基本方針に基づき実施計画を定め、部落問題をはじめあらゆる差別の解消及び一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けた、必要な人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

3 基本方針策定の主な視点

人権教育・啓発が目指すものは、住民が「人権が尊重された施策が進められている。」と実感できるような人権尊重のまちづくりの実現です。人権教育・啓発にあたっては、住民一人ひとりが身近な人権問題に気づき、人権の意義や重要性について理解することにより、家庭や地域社会、職場、学校などの日常生活において個人の人権を享受するとともにすべての人々の人権を認め尊重しあうという人権尊重を基本とした態度が根つき、さらには人権問題と自分自身とのかかわりの中で自身の行動や態度を考え、問題を解決する力をつけることができるよう進めなければなりません。

このような視点に立ち、本市の基本方針は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」と「福岡県人権教育・啓発基本指針（平成30年3月改定）」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していきます。

（１）まちづくり・地域活性化における人権施策の視点

すべての行政施策は憲法で保障されている基本的人権を尊重したものでなくてはなりません。したがって、すべての行政組織は人権の視点で行政施策を考え実施する必要があります。

その人権施策について、住民の理解を得ることが大切であり人権啓発の効果を上げる要素となります。

本市の実態は、部落問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、^{（注※）}障がいのある人、外国人などの様々な人権問題解決のための課題があります。また、雇用の確保、仕事の保障や農業・商業の振興、過疎対策等の課題もあります。

これらの諸問題を解決する要素は、住民が「嘉麻市では、住民の人権を尊重した施策が進められている。」と実感できる行政施策を推進することです。

（２）嘉麻市の実態を踏まえた人権行政施策の視点

かつて本市は、石炭のまちとして栄えました。この石炭産業の隆盛と衰退は、部落問題や民族問題、経済問題等に大きな影響を与え、本市特有の人権問題が生まれました。特に、部落問題については、被差別部落出身者に炭鉱労働者が多くいたことから石炭産業の衰退によって、経済的にも厳しい状況に追い込まれた人々が続出し、複合的な人権問題となりました。この本市特有の人権問題の解決は、行政の大きな課題として、長年取り組んできました。

また、この地における部落解放運動が、水平社結成以来、独自の歴史と伝統を育みながら展開されたという地域の特性を考慮しながら、人権施策を進めてきました。

部落問題を中心にすえた今日までの取組の成果や評価を踏まえ、あらゆる人権問題の解決を目指す必要があります。

（３）部落問題をはじめとするあらゆる差別をなくす視点

差別に関する問題を解決する課題に軽重はなく、差別を受けている人にとっては、自分の受けている差別が重要な問題となっています。差別をなくしていくためには決して他人事（無関係）ではないということを念頭におき、当事者意識をもって、寄り添いながら向き合っていくことが必要です。

また、一つの差別問題のみの単独的な解決はありえず、あらゆる差別問題は関連しながら固有の差別問題を生み出しており、同時に、個々の差別問題にはその差別の歴史と取組の経緯があります。

それぞれの差別の固有の課題と取組の経過を踏まえ、あらゆる差別をなくすため、日本国憲法や各種法律、日本が批准している国際法等を熟知し、人権の視点で、施策を実施することが大切です。

（注※） 「障害」の「害」の字のひらがな表記について

本市では、「障害」の「害」の表記については、「障害」という用語が単語又は熟語として用いられ、人や人の状況を表すときはひらがなの「障がい」で表記しています。ただし、固有名詞や法令等の名称等で「障害」と表記してあるものについては、そのまま漢字で表記しています。

(4) 人権確立を妨げる制度・風習を改める人権施策

日本の人権問題には、浄穢観、貴賤観、六曜問題などに伴う様々な制度や風習が残っています。この人権確立を妨げる制度や風習を改めていく施策が必要です。

(5) 人権施策推進における行政の責務と住民の責務

人権教育・啓発推進法第5条には、『地方自治体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。』とあります。同じく、第6条では『国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。』とあります。もともと、日本国憲法の三原則は「国民主権」、「基本的人権の尊重」及び「平和主義」の理念です。

主権を持つ住民に対して、その人権・生命・財産を守ることが行政の責務です。また、人権教育・啓発は、すべての住民を対象にする必要がありますが、その中でも特に、行政職員をはじめ教職員、社会教育関係者、医療従事者、福祉関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する者は、住民の人権を守る立場にあり、一人ひとりが常に人権尊重の立場に立った職務の遂行が求められていますので、人権教育・啓発において指導的な役割を果たすことができるよう、研修機会の充実に努め、さらなる人権意識の高揚を図ることが必要です。

基本的人権が侵されている状況にある住民に対しては、その要因を取り除くことも行政の大切な責務です。同時に、住民は差別のない人権尊重のまちづくりの積極的な担い手でなければなりません。

4 定義

基本方針の策定にあたり、共通の認識に立ち、円滑な推進を図るため、基本事項である「差別」、「人権」、「人権教育・人権啓発」を次のように定義します。

(1) 差別とは

「人権尊重まちづくり推進条例」では、差別とは、『人間としての法で定めた権利及び人間の尊厳を不当に侵し、踏みにじる行為』と定義しています。

つまり、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、人間らしく生きることを不当に侵し、妨げることが差別といえます。

(2) 人権とは

「人権尊重まちづくり推進条例」では、人権とは『人間らしく生きるために必要なすべての権利を指し、一人一人が人間として認められ、自分らしく生きることができる権利』と定義しています。

人権尊重の理念は、すべての人間社会における普遍的な原理原則です。日本国憲法はこれを基本的人権と定め、「個人の尊重」、「生命、自由及び幸福の追求に対する権利」、「法の下での平等」を掲

げ、様々な自由権、社会権を定めています。

(3) 人権教育・人権啓発とは

人権教育・啓発推進法第2条には、『人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く）をいう。』と規定されています。

この規定から、人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く住民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等（人権教育を除いたもの）であると整理することができます。

第2章 人権問題を取りまく状況と課題

1 国際的な潮流

国際社会は、二度にわたる世界大戦により多くの人命が奪われた反省から、人権の尊重と国際平和は不可分であるとし、1948（昭和23）年第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。

この人権宣言は、『人類社会のすべての構成員の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。』とし、『すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を授けられており、お互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。』と「国際人権基準」の視点を全世界に表明しました。

国連は、「世界人権宣言」の理念を国際法として具現化するために、1965（昭和40）年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）や1966（昭和41）年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979（昭和54）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）、1989（平成元）年「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）、2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）など、多くの国際条約等を採択しました。

また、これらの条約等をより具現化するために、1968（昭和43）年「国際人権年」を皮切りに、様々な国際年を設定してきました。

しかしながら、東西冷戦構造崩壊後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993（平成5）年、オーストリアのウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。

翌1994（平成6）年の第49回国連総会は「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画が示されました。

そのほか、2003（平成15）年から2012（平成24）年まで、「国連識字の10年：すべての人に教育を」とされ、全世界で識字率を高める取組が行われました。

また、2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）は、「誰一人取り残さない」世界を実現することを普遍的なテーマとし、17項目のゴール（目標）と具体的な169項目のターゲット（達成基準）が示されています。その根底にあるのが「人権」であり、ターゲットの一つひとつが「すべての人の人権の実現」と結びついて、世界ではSDGsの達成に向けて様々な取組が進められています。

2019（令和元）年12月に、中国の武漢市で発生し全世界に広がっていった新型コロナウイルス感染症は、2020（令和2）年10月末では、感染者が4,550万人を超え、死者は118万人を超えるに至っています。一日も早い医学的解明やワクチンの開発が切望されているところですが、この新型コロナウイルス感染症については、その感染拡大防止のための自粛や外出制限を余儀なくされるなどの生活不安や精神的なストレス、さらには、未知なるウイルスに対する危機意識から、感染者やその家族、または関係者を排除することや、医療従事者等に対する偏見や差別的対応がなされるなど、深刻な人権侵害事案が発生しています。こうした人権侵害事案に対する啓発については喫緊に取組を行う必要があります。

2 国内の状況と課題

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

1995（平成7）年の国連における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1997（平成9）年「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、国の附属機関である地域改善対策協議会は、1996（平成8）年に行った意見具申において、『わが国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育や就労、産業等の面で、なお存在している格差の是正等や差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化』であるとしました。

それを受けて、1997（平成9）年に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年に人権擁護推進審議会は、法務大臣、文部大臣及び総務長官に対して、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行いました。

2000（平成12）年に、「人権教育・啓発推進法」が施行され、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有することとなりました。

国はこれを総合的かつ計画的に推進するため、2002（平成14）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この基本計画は2011（平成23）年にこの計画の一部変更により「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

これまでの様々な取組にもかかわらず、日本国内には今も様々な人権問題が存在します。人権政策の提言、人権侵害に関する相談や救済、人権に関わる教育・啓発など人権の擁護に関する施策を総合的に推進するにあたり、国内での人権委員会といった機関の設置が課題の一つとなっています。また、法務省では、毎年その時々々の社会情勢等を踏まえ「啓発活動強調事項」を定め、啓発活動を行っています。

3 福岡県の状況と課題

福岡県では、行政運営を総合的、計画的に実施するため、1997（平成9）年「ふくおか新世紀計画」を策定、計画では、『人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である。』との認識の下に、『人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための人権教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る。』ことが明記されています。

また、1998（平成10）年には、「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定し、行動計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、福岡県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。しかしながら、部落問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの様々な人権問題やインターネット上の人権侵害、性的少数者に対する人権問題が顕在化する等、人権取り巻く状況が大きく変化してきたことに伴い、2018（平成30）年3月に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を改定し、基本的人権にかかわる様々な問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場などあらゆる場を通して人権教育・啓発を推進しています。

また、「部落差別解消推進法」が施行されたことを受け、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、2019（平成31）年3月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を、全国の都道府県に先駆けて制定しています。

これまでの様々な取組にもかかわらず、依然として学校や地域、家庭、職場において偏見や差別、いじめや虐待などが見受けられ、特に情報化の進展に伴う、インターネット上の人権侵害が深刻な問題となっています。県民意識調査の結果についても、「人権問題への関心度」について、全体の約3割が「関心がない」といった回答をしており、人権を尊重する精神の教育と国や市町村と連携の下、人権が尊重される社会の確立に向けた人権啓発のさらなる取組が、今後の課題となっています。

4 嘉麻市の状況と課題

本市は、旧産炭地という歴史的背景に加え、多くの同和地区があり、他の地域には見られない実態があります。それゆえ、同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法の制定を機に解放運動の高まりとともに、人権・同和教育の推進や、地域の環境改善等の取組が積極的に進められ、一定の成果を上げてきました。

しかし、各地域や教育現場などでの差別落書き、差別発言といった事象が発生していることから、厳しい差別が現存している状況があり、未だに住民の差別意識を払拭できたとはいえません。

部落問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの様々な人権問題等の解決を図る取組を進めてきましたが、未だ多くの問題があり、一体的に取り組む必要性があります。

こうした状況を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される差別のないまちづくりを目指して、人権意識の普及高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に積極的に取り組み、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、本市においても2007（平成19）年3月に策定した嘉麻市人権教育・啓発基本方針の理念を具現化するものとして、同年同月に「嘉麻市

人権教育・啓発実施計画」を策定し、その推進に取り組んできました。さらに、2009（平成21）年には、各種団体及びサークル等を対象に「人権・同和問題住民意識調査」を実施し、部落問題を中心に様々な人権問題、風習、同和地区に対する忌避意識等についての住民の意識と課題等をまとめ、本市の人権教育・啓発のさらなる推進体制の確立を図ってきました。

また、2012（平成24）年には、人権教育・啓発をはじめとする人権施策の効果を図るため、住民を対象に「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、部落問題を中心に人権問題全般に関する意識調査を行いました。

今後も、人権教育・啓発を推進するにあたっては、2017（平成29）年3月に策定した「第2次嘉麻市総合計画」及び国の基本計画や福岡県の基本指針を踏まえ、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育及び啓発における経験や成果を活かし、総合的かつ積極的に取り組むことが重要となります。本市では、さらに人権に関する施策を向上させるため、2020（令和2）年3月に、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための施策を推進するため、差別は許されないものであるとの認識の下、「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に向け、基本となる事項を定めた「人権尊重まちづくり推進条例」を制定したところです。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 今までの人権教育・啓発の成果と課題

同和对策審議会答申の趣旨を踏まえ、同和对策事業特別措置法による事業を実施しハード面での確実な前進が認められました。また、人権・部落問題の啓発においても地域それぞれの特徴があるものの、住民意識の高揚など一定の成果がありました。

人権教育・啓発の役割は、行政が取り組む人権施策の普及はもちろんのこと地域住民の理解と協力をいかにして得るのが大切です。人権施策等の推進にあたっては、住民のニーズに合ったものを啓発の柱として考えることが大切であり重要な課題です。そのためには、様々な手法により人権課題の洗い出しを行い、行政全体で人権施策の大切さを共有し、それぞれが創意工夫をもって啓発を行うことが必要だと考えています。これまでの押しつけ型の人権教育・啓発を反省し、その時々で求められているものを提供できるような体制づくりが必要だと考えています。

2 総合的人権施策とこれからの人権教育・啓発の進め方

教育、産業振興、雇用、福祉、生活環境の改善等は、すべて人権施策と考えます。各課（局）で実施している施策を、人権の視点で総合的に整理して人権施策として推進し、啓発することにより、人権問題としての認識を住民と共有できるものと思います。

これまで個々の人権問題の課題解決に向けての人権教育・啓発を継続的に取り組んできましたが、近年、情報化社会の進展に伴い、インターネット上における差別情報の拡散といった、人権を取り巻く差別事象は悪質かつ陰湿となっており、人権問題は複雑化、多様化しています。誤った先入観や固定観念に起因する差別や偏見は、未だ払拭されたとはいえず、これまで以上に人権教育・啓発活動を

積極的に押し進める必要があります。

これまでの人権施策がどのように変化し、今後どのように進めていくのかを見極め、人権教育・啓発活動を考える必要があります。

また、啓発方法については、講演会や出前講座など多様な手法で対応しているものの、無理解・無関心層に対する啓発手法をさらに研究開発する必要があります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う偏見や差別といった新たな人権侵害事案が発生しています。また、新たな生活様式の導入や情報化社会の目まぐるしい進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、今後新たな人権侵害事案の発生が予想されますが、その時々に応じて人権被害者に対する相談体制を充実し、相談者に寄り添い、問題解決を目指す必要があります。事案発生時には、関係部署や関係機関と連携のうえ問題解決を図ります。

第4章 分野別人権施策の推進

人権問題が複雑化、多様化していく現在の状況からみて、これからの人権教育・啓発は、様々な人権問題固有の課題を正しく理解・認識するとともに、普遍的な人間の尊厳尊重の視点から総合的に捉え、それぞれの人権問題の取組を連携させ、より深く追求していくことにより、すべての人権を尊重する意識をより一層高めていく人権教育・啓発を推進します。

1 部落問題

(1) 現状と課題

部落問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

1871（明治4）年の太政官布告（解放令）や、戦後の民主憲法下においても、部落差別が激しく存在する中で、1922（大正11）年の全国水平社結成以来、今日に至る解放運動と、多くの国民の要求の成果として、1965（昭和40）年に、『同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題である。』とする旨の同和対策審議会答申が出されました。

1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、旧市町では、部落問題解決を最重要課題として、国の進める同和対策の基本方針に基づき、その精神を生かして、1995（平成7）年から1996（平成8）年にかけて、「同和問題の早期解決に関する条例」を制定して精力的に各種の事業を行ってきました。その結果、同和地区の生活環境等の改善整備、社会福祉の向上、労働、産業対策等には一定の成果をあげました。住民への啓発については、住民一人ひとりに正しく部落問題の認識と理解を深めるために、第一期には、部落問題周知徹底のために行政区単位の地区懇談会を開催してきました。その後、第二期は各地区に応じた行政区研修会・講演会や出前講座、自主的地域研修等を創意工夫しながら実施してきました。

現在では、「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」には、全住民を対象に「人権のつどい」等を開催し、定期的に啓発冊子「新しき明日をつくる」や人権啓発パンフレット等を全戸配布するなど人権啓発に努めております。

学校教育においては、「同和教育基本方針」や「人権教育のための国連10年行動計画」に基づき、基礎学力の向上と人権尊重の意識を高める人権・同和教育を实践して多くの成果を積み上げてきました。社会教育では、人権の視点も取り入れた研修会や各種講座等を開催し人権教育・啓発を進めてきました。

また、同和地区では、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館、集会所等において、人権学習や生活、文化、教育の向上を図るための学級や講座を開催し、自主的な学習活動に努めてきました。

これまで、部落問題解決のため、人権教育・啓発では様々な創意工夫をしながら推進してきましたが、未だ根強い差別意識が残っている現状があります。

部落問題早期解決のために積極的な人権教育・啓発施策を進めていますが、依然として、就職や結婚等に市民的権利が保障されていない現状が見られ、未だに差別事象が発生している深刻な状況にあります。このため、部落問題をはじめとする人権問題への取組については、具体的な人権教育・啓発施策の下、積極的な推進が必要です。

そうした中、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、部落差別は許されないものであることが明記され、その解消のために国においては、「相談体制の充実」や「教育及び啓発」に取り組むこと、地方公共団体においてはその努力義務を定めています。さらに、国が地方公共団体の協力を得て部落差別の実態調査を行うことが規定されています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

部落問題の解決は、人権教育・啓発施策のための積極的な推進が重要であることを認識し、国及び県との連携を密にし、部落問題について、行政職員はもとより地域住民が正しい理解と認識を深めるため、これまで培われてきた人権教育・啓発の成果を踏まえつつ、総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。

そのため、「人権尊重まちづくり推進条例」に基づき、この度改定する基本方針及び実施計画にのっとり人権教育・啓発に係る施策を推進するとともに、行政・学校・地域・家庭及び関係機関が連携し、効果的な施策・事業を行うことで、部落問題に対する確かな人権意識を培い、部落問題解決に向け、行政職員をはじめ地域住民が自主的な取組ができるよう人権教育・啓発施策を積極的に推進します。

(3) 具体的な方針

① 就学前・学校教育

- I 就学前、小学校、中学校、高校の連携の下、幼児、児童、生徒の人権意識の育成を目指して、計画的かつ効果的な人権・同和教育を推進し、教育内容の充実を図ります。
- II 学校、家庭、地域が一体となって学力の向上を目指し、人権に関する知識や態度、実践力が身につくよう全教科・全領域で学習内容及び方法の工夫・改善に努めます。
- III 命を大切にする人権・同和教育をさらに推進することで、いじめ等をなくします。
- IV 奨学金制度については、財団法人福岡県教育文化奨学財団や嘉麻市奨学金貸付制度の活用を周知し、経済的に厳しい子どもの進学率の向上に努めます。

V 児童・生徒への効果的な指導が行われるよう、教職員の人権・部落問題に対する正しい認識を培う研修の充実を図り、指導力の向上に努めます。

② 社会教育

I 家庭教育が教育の出発点です。家庭は、乳幼児期から学齢期の児童・生徒が、人権・部落問題に対する基礎を育み、正しい人権認識を形成するうえで重要な役割を持ちます。そのため、必要な情報や学習の機会を提供し、家庭教育の支援に努めます。

II 人権・同和教育の推進を図るため、研修会等をとおり、指導者の育成を計画的・効果的に行い、資質の向上に努めます。

III 公民館、集会所、うすい人権啓発センターあかつき、嘉穂隣保館、社会教育施設などにおいて、人権に関する多様な学習機会の充実を図り、人権・部落問題について正しい理解を深めることで人権感覚を育み、態度や行動に現れるような体験活動を重視した学習を行い、人権を尊重するまちづくりを推進します。

IV 行政職員は、人権尊重のまちづくりの施策を推進するため、自ら人権・部落問題について研鑽し認識を深めます。

③ 住民に対する啓発

I 住民一人ひとりが、人権・部落問題について正しい認識と理解を深め、「差別をしない」から「差別をさせない」という意識が、日常生活の中で行動等に確実に根付くような啓発を目指します。また、「同和教育啓発強調月間」や「人権週間」を中心に内容や手法に創意工夫を凝らし、地域に密着したきめ細やかな講演会や研修会の開催など啓発活動の充実努めます。

II 行政の人権施策の取組について、住民から理解を得るための人権教育・啓発に努めます。

III 人権・部落問題の教育を行政区が自主的に開催できるよう努めます。

IV 行政は国、県、関係機関及び事業者等と連携をしながら、人権尊重のまちづくりの推進を図ります。

④ 地域における啓発

うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館を中心にそれぞれの地域の実情に応じた啓発行事の開催等、多種多様な取組で地域に根差した啓発活動に努めます。

また、これらの啓発行事や研修会がより一層地域に密着したものになるよう担当職員や指導者の資質向上に努めます。

⑤ 企業に対する啓発

企業に対しては、事業主の人権・部落問題に対する理解を促進し、企業内での公正採用選考人権啓発推進員の資質の向上を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係行政機関と緊密な連携をとりながら、研修内容や方法などに創意工夫を凝らし、充実した企業啓発ができるよう支援に努めます。

⑥ 「エセ（似非）同和行為」の排除

部落問題解決の大きな阻害要因となっている「エセ（似非）同和行為」に対処するため、関係機関と連携の強化を図り、「エセ（似非）同和行為」の排除に向けた啓発活動を推進します。

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

まず、これらの取組を進める大きなきっかけとなったのが、1975（昭和 50）年に国際連合で開催された国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）で、この年から 10 年を「国際婦人の 10 年—平等・発展・平和」とし、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うことが提唱されました。

1979（昭和 54）年には、国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択され、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置をとることを締約国に義務づけました。

これにより、我が国は 1985（昭和 60）年にこの「女子差別撤廃条約」を批准し、「国籍法」の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定のほか、学習指導要領の家庭科を男女共修へと改正しました。

1993（平成 5）年の国連総会においては、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1995（平成 7）年には「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」及び「行動要領」が採択され、我が国はこの行動要領に沿って、男女が共に利用できる育児・介護休業法の制定や「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正などが行われ、さらに 1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が公布施行、同法に基づき翌年「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。

また、2000（平成 12）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者やパートナー間での暴力の防止を図るなど、男女共同参画社会実現に向けた様々な取組が進められました。

女性の地位向上を目的として、2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）、2018（平成 30）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。

福岡県では、1996（平成 8）年に福岡県女性総合センター（福岡県男女共同参画センター）が開設され、2001（平成 13）年には「福岡県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2013（平成 25）年には「性暴力被害者支援センターふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援がいか所で対応できるようになり、2016（平成 28）年には「第 4 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、更に、2019（平成 31）年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されました。

本市では、2007（平成 19）年に「第 1 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定し、2010（平成 22）年に嘉麻市男女共同参画推進条例策定審議会からの答申を受け、同年「嘉麻市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2013（平成 25）年からは、本市における男女共同参画社会の実現に向け、単独所管課として「男女共同参画推進室」（2017〔平成 29〕年から男女共同参画推進課に変更）を新たに設置するとともに、住民や市民団体による男女共同参画の活動を支援するための施設として「男女共同参画拠点施設」を設置しました。

2016（平成 28）年には、「女性活躍推進法」の施行を受け、「嘉麻市特定事業主行動計画」を定めるとともに、同年「嘉麻市女性活躍推進宣言」を行い、市の女性の管理職登用の目標設定を行いました。

また、2018（平成 30 年）には、市や警察などの関係機関がDV被害者支援の総合的な対策についての協議を行うため、「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会条例」を施行しました。

現在、令和 3 年度までの 5 年計画となる「第 2 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」及び「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた様々な施策の取組が進められています。

しかしながら、本市において 5 年毎に実施している「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からは、依然として性別による固定的な役割分担意識が、職場・家庭・地域において根強く残っていることが伺われ、男女共同参画の視点から現状を分析し、課題解決に向けて取り組むことが重要です。

更に、新型コロナウイルスの発生に伴い顕在化した貧困・格差の問題は、非正規雇用の女性に特に集中しています。特に非正規雇用であるシングルマザーは低賃金である傾向にあり、コロナ禍による雇止めによる貧困の加速、DVの増加など、さまざまな要因が重複して生じることにより自殺が増加しており、その状況は深刻化しています。コロナ禍による影響は、シングルマザーに限らず、障がいのある人・高齢者・外国籍の人、その他様々な立場にある女性たちの現状と課題を、「男女共同参画の視点」から明らかにし、取り組むことが求められます。

（2）課題解決の基本的な考え方

男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが重要です。

「人権尊重まちづくり推進条例」や「嘉麻市男女共同参画推進条例」が定める基本方針等にとり、「嘉麻市人権教育・啓発実施計画」や「嘉麻市男女共同参画社会基本計画・嘉麻市DV防止基本計画」の実施計画に基づいて、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題の解決に積極的に取り組んでいくことが重要です。

（3）具体的な方針

① 男女共同参画意識の啓発

職場・家庭・地域においては、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが伺えるため、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に関する啓発を行います。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備が図れるよう、それぞれが抱える課題について男女共同参画の視点に基づいた理解の促進を図り、権利擁護と人権侵害の防止に努めます。

② 女性活躍の推進

女性活躍の推進を図るため、女性が市の政策立案や意思決定の場に参画できるよう審議会等委員への女性の登用及び行政職の女性の職域の拡大を積極的に推し進めます。

また、地域活動・社会活動においても、女性がこれらの活動の決定の場に参画することの意義を啓発するとともに、これらの場での積極的な女性登用を働きかけます。

③ 女性に対するあらゆる暴力の防止

女性に対する暴力防止に関する積極的な啓発の促進を図るため、DVの根絶に向けた啓発と被害の防止に努め、関係機関と連携を強化しながら、配偶者等からの暴力防止対策及び被害者保護・支援対策を推進します。

④ 相談窓口・相談体制の充実

専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」の設置や電話相談による「かま女性ホットライン」により、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に応じる相談窓口の体制を整えます。

また、女性相談窓口における実際の相談現場においては、DV相談など緊急を要する事案もあり、早急な対応が必要であることから、庁内における関係部署や警察や県の配偶者暴力相談支援センターなど外部機関との緊密な連携体制の構築を図っていきます。

⑤ 推進体制の充実

男女共同参画の推進体制として庁内に設置された男女共同参画推進本部において、今後も積極的に、男女共同参画に関する問題を全庁的に取り組んでいくとともに、各課（局）に配置された男女共同参画庁内推進員により、各所管課における計画実施について進捗管理を行っていきます。

また、行政職員、教職員、市内全ての幼稚園・保育所等の職員などに対し、男女共同参画についての理解を深めるため研修等を実施します。

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

子どもは、本来、人格を持った人間として、尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的な人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが大切です。

しかし、子どもを取り巻く環境は、深刻な状況があります。現在、いじめや不登校、体罰、児童虐待、自殺、引きこもりなど大きな社会問題となっており、子育てについても、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立することにより、その負担感が増大していると言われています。

嘉麻市内の学校でも、いじめの報告がされています。いじめの原因や背景には、核家族化や少子化からくる対人関係の経験不足、受験体制などの過剰な競争から来るストレスの増大、地域社会における人間関係の希薄化、人権意識・認識の希薄化、競争原理主義からくる格差社会の顕在化等の様々な問題があります。

また、不登校（年間 30 日以上欠席）については、全国出現率が年々増加傾向にある中、本市の出現率は減少傾向にあるものの、依然として不登校児童生徒は存在しています。不登校になる理由は様々であり、家庭や地域、学校教育現場での社会的な自立に向けたきめ細やかな支援策が必要です。

体罰は子どもの権利を侵害する行為です。体罰は問題の根本的な解決にはつながらず、人間としての尊厳を損なう行為であると認識を持つことが必要です。

本市における児童虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 31 年度は 25 件の相談対応を行いました。全国的に見ても、本来養育する立場の親（保護者）たちが、我が子を虐待するという痛ましい事件が多発しています。これらは子どもに対する重大な人権侵害です。児童虐待防止のためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るとともに、市町村の体制強化が求められる等、社会情勢により児童虐待の防止に関する支援の強化、それに伴う関係機関の連携がますます必要になっています。

貧困に追い詰められ虐待や育児放棄に至るケースもあり、親と子どもが安心して暮らしていけるよう支援するための相談体制を充実していくことも求められています。

これ以外にも、児童買春、インターネットやスマートフォンの急速な普及による有害情報の氾濫などの商業的性的搾取の問題、さらに、少年犯罪が増大し、凶悪化するなど痛ましい事件は発生し深刻さを増しています。

これらの解決は、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題として認識し、生命の尊さ、人間の尊厳を基底とする人権意識を定着させ、すべての人々が豊かな人間関係の中で暮らせる状態を築き上げることが必要です。

「子どもは、一人の人間として自ら考え行動しながら、人格を形成していく存在である。」（子どもの権利条約）ことや子どもの成長は大人たちの責任であることを認識しなくてはなりません。

子どもにとって家庭教育の大切さはいまでもなく、子どもは、地域社会全体で育てる必要性のあることを再認識するとともに、子どもの居場所づくりや相談体制を充実させることによって、地域社会が子どもや子育てをする保護者と関わりを持ち、地域の子どもに対する人権意識の育成及び人権教育を推進する必要があります。

（２）課題解決の基本的な考え方

「大人が変われば、子どもが変わる。」と言われています。大人が子育てを通じて子どもの人権を考えることの出来る体制づくりが必要です。

子どもの健全育成のために、家庭や地域、学校、行政が一体となって、子どもを守り育てることが重要です。

生涯学習や総合学習の時間を通じて、日常の生活体験や遊びなど交流の少ない子どもたちに多様な体験活動の機会を提供し、その体験から人権感覚を育てることが大切です。

児童虐待について、市は児童相談所等との連携を保ちながら、就学前施設、学校等地域の関係機関のネットワークを構築し、児童虐待防止のための支援の強化を図ることが必要です。

子どもを安心して任せられる体制(育児相談、保育サービスの在り方、放課後の児童施設の充実、共働き家庭への支援)づくりも大切です。さらに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所など、子どもに関わる職員の資質向上や、育児に対しての親の自覚を持たせることが大切です。

大人が、次世代を担う子どもの人権を尊重し、育成することの大切さを改めて認識するとともに、「子どもの権利条約」の趣旨を理解して、子どもの環境、家庭や地域の教育の在り方を見つめ直すことが求められています。

(3) 具体的な方針

① 子どもの健全育成について

- I 家庭や地域と学校、行政が一体となって、子どもの健全育成のために体制づくりをします。
- II 子どもを地域で守り、育む体制づくりに努めます。

② 児童虐待等について

- I 児童虐待防止のため、関係機関と更なる連携の強化を図るとともに、嘉麻市児童虐待防止マニュアルの周知徹底を図ります。
- II 家庭、地域、学校に対して、いじめや体罰は絶対に許されないという指導を徹底し、児童生徒の生命や人権を大切に取る取組を進めます。
- III いじめや虐待の防止に努めるとともに、体罰等によらない子育てを支援していきます。

③ 子育てについて

- I 子育て中の保護者に、親子が交流できる場所を提供し、子育てについての相談、助言、情報の提供など必要な支援を行います。
- II 訪問や専門員の配置などによる、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援体制の確立により、子どもにとって最善のための支援を行います。
- III 「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関や団体、家庭等と連携しながら、子育て支援に関する多様な取組を推進します。

④ 子育てにかかわる職員の資質向上を目指す研修の強化

- I 「子どもの権利条約」や「児童虐待の防止等に関する法律」をはじめ、関係法律や実践交流会等の研修会を開催します。
- II 子どもの異変に敏感に気づき対処できるよう、学校や教育関係職員の体制づくりの強化に努めます。

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

わが国では、2025（令和7）年までに団塊の世代が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となる時期を迎え、高齢化率は30%を超え、5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。全国の平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに長くなると予測され、2000（平成12）年から施行された介護保険制度により高齢者の介護を社会全体で支える仕組みができましたが、介護保険料の高騰や在宅介護者の負担が重くなることも懸念されています。

本市の高齢化率は、2000（平成12）年の国勢調査において25.3%を数え、2015（平成27）年には35.7%、2020（令和2）年7月末住民基本台帳では、39.1%に達しており、少子・高齢化が顕著となっています。

このように急速に高齢化が進展する中、国では、地域包括ケアシステムの構築や認知症対策を強化する政策を進めています。

2017（平成29）年5月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。「社会福祉法」では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域共生社会の実現の中で住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。

「第2次嘉麻市総合計画」を踏まえ、高齢者が意思・能力があるにもかかわらず、就労や社会参加の機会を奪われないよう、自己実現の権利が十分に保障され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの構築に取り組んでいます。

このような中、高齢により心身機能が低下し介護が必要となった場合や認知症などで判断能力が不十分な高齢者は、悪徳商法の被害や振り込め詐欺の被害、在宅生活での介護者からの身体的・経済的・精神的等の虐待、または介護保険施設などでの身体拘束といった高齢者の「人間としての尊厳」が脅かされている実態があります。また、独居高齢者や高齢夫婦世帯が増加する中、介護者の不在、老老介護といった問題が生じていることも現状です。

(2) 課題解決の基本的な考え方

超高齢化社会の課題を見据え、安心して生活していく事が出来る社会を築くために、個人の自立や家庭でできる事を支援し、住民の活力を増進するとともに、家庭・地域・行政が連携して細やかな施策を推進し、高齢社会における住民生活の安定向上を図る必要があります。

また、他世代に比べ時間に余裕があることが多く、まだ健康で働きたい、これまで培った知識、経験を活かして社会参加したい、あるいは学習活動を通して知識を広げたいという高齢者も多いことから、就業の場や社会参加の場の提供や生きがいを持って生活出来る環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、2006（平成18）年「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の施行により、基本的人権の主体として、高齢者が可能な限り自立した快適な生活を送られるよう、高齢者に対する身体的・精神的虐待や財産権の侵害など様々な問題から高齢者

を保護するための施策の推進とともに、成年後見制度といった権利擁護に関する相談窓口機能の充実はもちろん一層の人権教育・啓発に取り組む必要があります。

(3) 具体的な方針

① 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進

- I これまでに培った知識や技術、経験等を生かした就業及びボランティア活動等の社会参加の環境づくりに努めます。
- II 生きがい・健康づくり・仲間づくり等を目的とするスポーツや文化活動の奨励と推進、参加の支援に努めます。
- III 生涯学習の一環として、世代間の交流事業や様々な講座を開設していきます。
- IV 老人クラブへの支援を行い育成に努めます。

② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進

- I 高齢者に必要かつ適切なサービスを提供していくため、住民のニーズの把握に努め、情報提供やサービス提供体制の整備を通して高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活をおくれる環境づくりを推進します。
- II 高齢者相談支援センター及び在宅介護支援センター等は、地域包括ケアシステムの構築のため、医療や介護の関係機関等及び多職種との連携を通して、高齢者の保健・医療・福祉などの相談支援体制を整備します。
- III 高齢者の相談や苦情に対して適切な支援（指導や助言）ができる人材の育成に努めます。

③ 高齢者の地域生活の支援体制の整備

- I 高齢者の人権を尊重し、高齢者を地域全体で支える支援体制の整備に努めます。
- II 高齢者が安心して生活できる福祉のまちづくりの推進に努めます。
- III 一人暮らしの高齢者等の見守りや安否確認を行うなど、地域で高齢者を支えるネットワークの整備に努めます。

④ 認知症高齢者への対応

- I 認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症の理解や認識を深め、認知症高齢者本人及び家族介護者、関係者の相談や支援を行います。
- II 福岡県認知症医療センターやかかりつけ医師の関係機関、その他専門的知識をもった専門職等と連携を図り、認知症高齢者の早期発見早期治療に努めます。
- III 認知症高齢者を見守り、支援する地域ネットワーク体制づくりを推進します。
- IV 家族介護者への支援のため家族会との連携や地域のいこいの場となるオレンジサロンの開設支援等の対策を進めていきます。
- V 認知症により判断能力が十分でない方の権利を守るため、高齢者の虐待防止や悪徳商法等か

ら守る成年後見制度といった権利擁護の普及と制度活用に努めます。

5 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

障がいのある人の人権に関する大きな動きとして、2006（平成 18）年に国連で「障害者権利条約」が採択され、わが国は2014（平成 26）年に批准しました。国においては条約の批准に先立ち、2011（平成 23）年に「障害者基本法」改正及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）制定、2012（平成 24）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定、2013（平成 25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正など国内法の整備が行われ、様々な施策が講じられているところです。

また、福岡県では、2017（平成 29）年、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の制定により、「障害者差別解消法」の実効性確保を図っているところです。

本市では、「嘉麻市障害者計画」及び「嘉麻市障害者福祉計画・嘉麻市障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進並びに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図り取組を進めるとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深めるために、あらゆる機会を捉え啓発・広報に努めているところです。

2016（平成 28）年に市が実施した身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じ、疎外感があるかどうかたずねたところ、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせ、「感じる」と回答した人は、身体障害者手帳所持者では 14.5%、療育手帳所持者では 33.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 34.8%となっており、前回（2011（平成 23）年）調査よりいずれも低くなっています。

また、差別や偏見、疎外感について「感じる」と回答した人たちがあげた場面として、「人間関係」、「街角での人の視線」がいずれも3割を超えていました。また、配慮が感じられたこととしては、「車いすの人への支援」、「障がいがあることを伝えると配慮してくれる。」といった意見とともに、「以前と比べると配慮されていると感じる。」といった意見もありました。

様々な施策や取組を行うことにより、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す、ノーマライゼーションの理念については、住民の間に浸透しつつありますが、障がいや障がいのある人に関する理解と認識の不足から、今なお、障がいのある人に対する偏見や差別意識を持った人もおり、差別的な発言や落書き、不当な扱いや虐待といった人権が侵害される問題が発生するなど、自立と社会参加を阻む様々な社会的障壁が依然として存在しています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

障がいのある人の人権問題については、これまでの取組と人権意識の高揚により、一定の広がりや深まりが見られますが、まだ十分と言える状況にありません。障がいの有無にかかわらず誰もが、

等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の構築を目指し、一人ひとりが障がいや障がいのある人についての理解と認識を深めるため、家庭、地域、職場などの様々な場において、継続して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。

(3) 具体的な方針

① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現

障がいのある人に対する誤解や偏見が、障がいのある人の社会参加を妨げる大きな障壁となっています。障がいを理由とする差別の解消に向け、様々な場や機会を捉え、人権教育・啓発を継続して推進します。

また、「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めています。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として生活できる共生社会を実現するため、社会的障壁を取り除き、互いの人格と個性が尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることがない、誰にとっても住みよいまちを目指します。

② 障がいのある人への権利擁護

障がいのある人に対する重大な人権侵害である虐待を防止するため、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防と早期発見のための取組を進めます。また、障がいのある人が、消費者トラブルなどに巻き込まれることがないように、成年後見制度や相談窓口などについて積極的に周知・広報を行います。

③ 自分らしい自立した生活の支援

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活支援のための基盤づくりを進めるため、情報提供や相談支援体制の充実に努めるとともに、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていけるよう施策や体制づくりを進めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取組を支援します。

④ 社会参加機会の充実

生活や活動の場を、障がいのある人にとって配慮された環境に整えるため、バリアフリー化や合理的配慮に努めます。

また、障がいのある人の社会参加を推進するため、スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動などへの参加機会の充実に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

⑤ 障がいのある人への就労支援

障がいのある人が、仲間とともに働き活動することは、社会の一員として日々生きがいを持って暮らすためにも重要なことです。障がいのある人への就労支援や就労を継続していくため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）等の行政機関との連携を図ります。

また、障がいのある人へ就労に関する情報提供の充実に努めます。

6 アイヌの人々の人権問題

（１）現状と課題

アイヌの人々は、中世末期以降の歴史の中では、東北北部から北海道全域に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語をはじめとする口承文芸やイオマンテなどの伝統儀礼、あるいは特有のアイヌ文様などに代表される豊かな独自の文化や伝統を有しています。

アイヌ民族としての誇りの原点とも言える文化や伝統は、江戸時代の松前藩支配や、維新後の「北海道開拓使」の設置による同化政策により、十分に保存・伝承が図られていない現状があります。

また、アイヌの人々が居住する地域においては、経済状況や生活環境、教育水準等これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施で確実に向上してきたものもありますが、他の人々との間になお格差があり、結婚や就職等に今なお、偏見や差別が存在しています。

1995（平成7）年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方などが検討されることになり、懇談会答申による趣旨を踏まえ、1997（平成9）年5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が制定され、アイヌ民族に関する総合的かつ実践的な研究や伝統・文化等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されるようになりました。

2019（令和元）年7月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が「アイヌ文化振興法」に代わって施行され、アイヌの人々の伝統文化の見直しなどの支援が行われています。

（２）課題解決の基本的な考え方

我が国は、多民族国家であるという認識の下、アイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている現状を十分に踏まえ、正しい知識の普及と人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

アイヌ民族の誇りの源泉である歴史や文化・伝統を正しく教育・啓発することが、アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消につながるものと思います。

（３）具体的な方針

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を重んじる社会の実現を目指すことが重要であり、人権侵害の発生を防止するため、人

権尊重の意識の普及・高揚を図る人権教育・啓発活動を充実させます。

7 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

本市においても外国人が居住しており、国籍別では、韓国・朝鮮・中国・フィリピンの方が多くを占め、アジア系の人たちが多いという特徴があります。

言葉や文化、生活習慣の違いや相互の理解不足による誤解やトラブルなどが発生している現状もあり、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重など共生に向けた相互理解の推進が必要です。

特定の民族や国籍の人々を排斥または危害を加えようとする活動等に対処するため、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

在日韓国人・朝鮮人の方々に対する偏見や差別意識の払拭のためにも歴史的背景等を正しく理解する必要があります。

(2) 課題解決の基本的な考え方

言語・生活習慣等の異なる人々が生活するためには、お互いを知り、お互いを学ぶことが大切だと考えます。

一人ひとりが、多元的な文化を容認できるような人権教育・啓発を推進する必要があります。

(3) 具体的な方針

① 講演会や交流活動の実施

開かれた地域社会を目指し、異なる文化・風習の違いを認め合い、それぞれの人権が尊重されるような交流会や講演会等お互いが触れ合うことのできる交流活動を実施します。

② 環境づくりや相談支援体制・情報等の提供

住みやすい環境づくりとして、住宅の確保や生活・就職等に関する相談支援体制や医療・福祉施設等の情報の提供ができるよう努めます。

③ 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

外国人差別意識解消に向けた人権教育・啓発活動を推進します。

8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題

(1) 現状と課題

1988（昭和 63）年、WHO（世界保健機構）は、毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染者、エイズの蔓延防止と患者・感染者への偏見や差別の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

我が国においては、1999（平成 11）年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的施策が推進されています。

しかし、今でも医学的に誤った知識や思い込みが、過度な危機意識につながり、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、エイズ患者やHIV感染者等に様々な人権問題が生じています。

また、現在全世界的に脅威となっている新型コロナウイルス感染症については、自らの感染を恐れるあまり、感染者やその家族、または関係者を排除しようとする事案が発生しています。さらには医療従事者等に対する差別的対応など、新たな人権問題が発生しています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

エイズへの理解や蔓延防止については、感染を予防する知識を持っていれば、予防が可能です。

また、新型コロナウイルスについては、未だ解明されていない部分が多いところではありますが、基本的な感染予防対策を行うことで感染リスクが軽減されることや、重症化しやすい要因等の解明及びワクチン開発など医学的研究も進んでいます。

様々な感染症については、偏見や差別を解消するため、一人ひとりが正しい知識を持ち、HIVや新型コロナウイルスをはじめ、様々な感染症に対する思い込みや不確かな情報に惑わされることなく、患者、感染者、関係者等の置かれた立場を理解することが必要です。

(3) 具体的な方針

エイズ患者やHIV感染者、新型コロナウイルス感染者をはじめ、様々な感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、感染予防のための正しい知識の普及に努め、感染者やその家族、または関係者に対する人権侵害事案の発生を予防するための啓発に努めます。

9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題

(1) 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。らい菌の感染力は弱く、感染したとしても発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、現在は治療法が確立し完治する病気です。

我が国では、古くから療養所への入所を強制する隔離政策がとられてきました。治療法が確立し、今までの隔離政策の過ちが認識されたにもかかわらず、国は、1953（昭和 28）年に「らい予防法」

を制定し、さらに隔離政策を続けてきました。

1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策が廃止されました。その後、2001（平成13）年にハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給についての「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。なお、この法律においてハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図ること、死没者に対する追悼の意を表するため必要な措置を講ずるよう努めることがあわせて規定されています。しかし、ハンセン病患者であった者等の被害の回復については、未解決の問題が多く残されていたことから、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、2008（平成20）年にハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉回復等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。また、ハンセン病患者家族が、国の隔離政策による家族被害の救済を求めて、熊本地方裁判所に集団訴訟を起こしたハンセン病家族訴訟において、2019（令和元）年6月、国の責任を認め、国に対しハンセン病患者家族に対する賠償を命じる判決を下しました。国は、2019（令和元）年7月、控訴しないこととし賠償命令が確定しました。これを受けて、2019（令和元）年11月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が改正され、ハンセン病患者であった者等の家族についても同様の未解決の問題が多く残されているとして、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病患者であった者等の家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならないと定めていますが、今なおハンセン病患者・回復者およびその家族等に対する差別や偏見による人権侵害が続いている状況にあります。

このように、長い隔離政策によって植えつけられた差別意識は根強く、国がそれを助長してきた歴史的背景からも、科学的根拠を示すだけではその意識を完全に払拭することはできない事実について、行政の施策が国民の意識（差別と偏見）に与える影響が大きいことを示す問題提起であり、私たちが重く受け止めなければなりません。

（2）課題解決の基本的な考え方

ハンセン病の歴史を正しく学び、ハンセン病患者・回復者およびその家族等に対する偏見や差別意識を解消するための啓発に努め、誤った情報に惑わされることなく、正しい理解を深めるための啓発を行う必要があります。

今後新たな感染症が発生した場合に、ハンセン病問題から学んだ課題を正しく認識したうえで、同じ過ちを二度と繰り返さないための啓発も必要です。

（3）具体的な方針

ハンセン病患者・回復者およびその家族等に対する偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病をめぐる国の誤った施策といった歴史を正しく知ることはもとより、ハンセン病問題への正しい理解を深め、同じ過ちを繰り返さないための啓発に努めます。

10 犯罪被害者とその家族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、事件によって直接被害を受けるだけでなく、興味本位のうわさや心無い中傷などで名誉が毀損されたり、プライバシーが侵害されたりすることで、私生活の平穏が脅かされるといった、二次的被害にも苦しめられています。また、昨今、インターネットの普及により、犯罪被害者やその家族が、公衆に晒される事態にもなっており、その人権侵害事案はより深刻となっています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

犯罪被害者やその家族が誹謗中傷を受けることやプライバシーの侵害を受けることはあってはならないことです。

関係機関とも連携し、相談体制を充実するとともに、そのような事態を招かないように日常的な啓発に努める必要があります。

(3) 具体的な方針

各種支援制度及び関係団体に関する情報を提供し、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図り、相談窓口の周知に努めます。

11 刑期を終えて出所した人の人権問題

(1) 現状と課題

刑期を終えて出所した人に対しては、旧来、前科者という烙印を押して偏見を持ち、その人の更生や社会復帰を困難にしている現実があり、再犯につながるような結果をも招いています。こうしたことから、国において2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行されました。また、刑期を終えて出所した人の家族の人権が侵害されることもあります。

(2) 課題解決の基本的な考え方

例え過去に罪を犯した人であっても、人権は尊重されるものであり、他者がそれを侵すことは許されません。さらには、刑期を終えて出所した人が社会復帰するにあたって、再犯防止推進法第3条の基本理念に基づく施策を推進し、再犯を防止するために、刑期を終えて出所した人たちとその家族に対する偏見や差別をなくし、家庭、学校、職場、地域社会の理解と協力の下、社会全体で支援していく必要があります。

(3) 具体的な方針

刑期を終えて出所した人の社会復帰を支援するため、国や県の関係機関と連携し、相談対応等の充実に努めます。

12 インターネット上の人権問題

(1) 現状と課題

インターネットの掲示板などにおいて人権侵害事案が多発しています。発信者の匿名性と情報発信の容易さから、他人の個人情報を無断で掲載しプライバシーを侵害したり、悪意をもって他人を誹謗中傷する表現を投稿したり、無責任なうわさや差別を助長する表現を掲載するなどの事案が多数発生しています。それは陰湿かつ悪質となっており、被害者に対する重大な心理的ダメージをもたらし、時には生命をも奪う深刻な人権問題となっています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

インターネットの適正な利用については、様々な法的整備がなされているところですが、現実的には被害者救済には至っていません。情報発信については個人の責任を理解し、情報モラルを身につけることや、不確かな情報に惑わされない判断力を養うことも必要です。そのため、様々な機会を通じて啓発を行うことが必要です。また、インターネット利用者が低年齢化していることもあり、幼少期からの情報モラル教育の充実が求められます。

(3) 具体的な方針

国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望を行うとともに、モニタリングを実施します。

また、インターネット等の不確かな情報に惑わされない判断力を養うため、情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての理解を深められるような啓発に努め、併せて学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努めます。

13 性的少数者の人権問題

(1) 現状と課題

人の性（セクシュアリティ）は、他者に侵すことのできない人間の尊厳にかかわる問題です。セクシュアリティの在り方は多様で、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人など、恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念を性的指向といいます。また、自分の性をどのように認識している（心の性）のかを示す概念を性

自認といい、自分の身体の性と心の性が一致しないため、違和感を持つ人たちもいます。

現在、人口の5%の方が、同性愛・両性愛の人や自分の身体の性と心の性が一致しない人（性的マイノリティ）であると推定されていますが、同性愛者・両性愛者の人々は、正常ではない性的指向という偏見から、また自分の身体の性と心の性が一致しない人々は、学校でいじめられたり社会生活の中でからかわれたりするなど、性的マイノリティを理由に差別的な言動や取り扱いを受け苦しんでいます。

（2）課題解決の基本的な考え方

セクシュアリティは多様で、個人の尊厳にかかわる大切な問題であることを正しく認識し、自分と他者との違いを認めることが大切です。また、日常の何気ない言葉で傷ついている人がいることに気づくことも大切です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

性的指向、性自認についての正しい知識を持ち、理解者を増やし、制度や習慣を変えるため、広く住民の理解が得られるような啓発が必要です。

（3）具体的な方針

性の多様性に対する住民の理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発と相談体制の充実を図ります。

14 ホームレスの人の人権問題

（1）現状と課題

何らかの事情によりホームレス状態になることを余儀なくされた人々は、健康で文化的な生活を送ることのできない状況にあります。

ホームレスの人々の自立を支援するため、2002（平成14）年に「ホームレスの自立支援に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、2018（平成30）年には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が改正されるなど、就労機会や住宅の確保、生活相談の取組といった一定の前進が見られ、その数は年々減少傾向にはありますが、生活困窮者に対する差別心から嫌がらせや、暴行事件、さらには殺人事件が発生しています。

（2）課題解決の基本的な考え方

ホームレス状態の人の抱える問題を知り、課題に対応する社会福祉施策の充実を図るとともに、ホームレス状態の人たちに対し情報提供を行うことや、周囲の人々がホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、偏見や差別意識を解消するための啓発に努める必要があります。

(3) 具体的な方針

相談体制の充実を図り、個々に応じた自立に向けた支援に努めます。

15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

(1) 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、全国各地で多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起こり、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であると言われていました。

拉致は、非人道的行為であり、重大な人権侵害です。2002（平成14）年には5人の拉致被害者、2004（平成16）年にはこの家族8人の帰国・来日の実現し、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されましたが、未だその解決には至っていません。

一日も早い解決を目指して取組を強化しなければなりません。

(2) 課題解決の基本的な考え方

拉致被害者とその家族に対する人権侵害事案は日本国憲法に定める基本的人権を大きく侵す重大な問題であると認識し、この事実に対し正しい理解を深め、拉致被害者の一日も早い解放を求める機運を高めることに努める必要があります。

(3) 具体的な方針

拉致問題の関心と認識を深めていくことが重要であり、周知・啓発を推進し正しい理解が深まるよう努めます。

16 災害発生時の人権問題

(1) 現状と課題

防災施策において、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人などの特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）は、災害発生時の避難やその後の避難所生活において困難を抱えている場合が多いため支援や配慮が必要になります。また、避難生活が長期に及ぶ場合は、被災者のストレス等が原因となり嫌がらせや、いじめなど様々な人権侵害が発生する危険性があります。2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の熊本地震では、避難所において高齢者の視点、障がいのある人の視点、男女共同参画の視点に基づいた適切な配慮が行われなかったことが報告されています。これらの現状を踏まえ、2020（令和2）年に内閣府男女共同参画局は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、災害

対応における男女共同参画の視点の重要性が示されました。また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。

(2) 課題解決の基本的な考え方

災害発生時においては、高齢者の視点、障がいのある人の視点、男女共同参画の視点など多様な視点に基づいた、避難所運営、要配慮者対策が必要となります。

また、災害時の根拠のない風評や思い込みによる偏見などの人権侵害を防ぐため、様々な人権問題について理解を深める取組が必要です。

(3) 具体的な方針

避難所においては、プライバシーを確保することのほか、要配慮者や性的少数者等に対する十分な支援が必要となります。人権擁護の視点、男女共同参画の視点、社会的弱者の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者に対する差別などの人権侵害を防ぐため、2019（平成31）年に策定した避難所運営マニュアルに沿って運営を行います。また、一般の避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所について今後も充実を図ります。

避難の際に支援が必要な避難行動要支援者については、平常時より名簿や要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）の作成を進めます。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある病院、介護施設、学校、幼稚園等の要配慮者施設については施設管理者が行う、避難確保計画の作成を支援します。

災害時に最も重要となる、お互い助け合うことの必要性を認識してもらうため、自主防災組織の設立、活動支援を行うとともに、災害時に必要となる要配慮者への配慮や、根拠のない風評や思い込みによる偏見、嫌がらせといった人権侵害の防止等について、人権問題に関する理解を深めるための教育・啓発を行っていきます。

第5章 人権教育・啓発推進体制と進行管理

1 人権教育・啓発推進体制と進行管理体制の確立

基本方針に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、行政全体で総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。

そのためには、各課（局）において目標を持った人権施策と人権教育・啓発を推進する体制づくりが必要となります。基本方針策定と同時に「嘉麻市人権教育・啓発実施計画」を策定し、その実施状況を点検し進捗管理を行ってまいります。また、その結果により、成果と課題を検証し、今後の施策に反映させていく仕組みを構築します。

2 関係行政機関との連携

基本方針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進のため、国及び県との緊密な連携・協力の下に行動し、関係行政機関及び近隣自治体との情報共有、連携強化に努めます。

3 関係団体等との連携

今日の人権問題がますます複雑化、多様化する中、人権教育・啓発を推進するためには、行政だけでなく、各種関係団体・事業者等と連携し、協力を得ながら人権教育・啓発の推進に努めます。

4 行政の主体性確立と職員研修

基本方針に基づく人権教育・啓発を効果的に推進するため各課（局）に人権推進員を配置し、行政の主体性を確立します。

また、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題に対応できる職員の養成及びその資質向上を図り人権教育・啓発の指導体制充実のための研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫した職員研修体制を確立します。

5 基本方針の見直し

人権行政・施策は、差別の現実と実態を重視して進めるべきです。

本市の人権教育・啓発の現状及び住民意識の状況を的確に把握し、国、県の社会的情勢の変化や国際的潮流の動向等に対応するために、必要に応じた見直しを行います。

第6章 おわりに

人権教育・啓発は、行政全体で取り組むべき重要課題であり、日々の住民の社会生活につながる人権施策であります。

本市におきましては、合併以来これまで、嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づき様々な取組を行ってまいりましたが、昨今の諸情勢に鑑み、基本方針の見直しを行いました。

今後は、この基本方針に基き、多様化する人権問題の解決のための取組を一層推進し、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けた人権施策に取り組んでまいります。

< 関 連 資 料 >

嘉麻市人権教育・啓発基本方針及び実施計画 改定の経過概要

【嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会】

日 程	内 容
2020（令和2）年10月12日 第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付、会長・副会長の選任 ・諮問…基本方針等の改定について ・今後のスケジュールについて
2020（令和2）年10月27日 第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議…基本方針（案）等について
2020（令和2）年12月1日 第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議…基本方針（案）等について ・パブリックコメント実施の説明
2021（令和3）年3月18日 第4回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議…パブリックコメント結果の報告 ・審議…基本方針（案）等について
2021（令和3）年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へ答申書の提出

【嘉麻市人権教育・啓発施策策定委員会及び部会】

日 程	内 容
2020（令和2）年8月3日 第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の選任 ・見直しに係る趣旨説明及びスケジュール等の報告
2020（令和2）年8月17日 第1回 策定委員会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・改定の趣旨説明及び各課提案依頼
2020（令和2）年10月16日 第2回 策定委員会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各課提案とりまとめ報告及び検討
2020（令和2）年10月22日 第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会（案）の報告
2020（令和2）年11月9日 第3回 策定委員会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の意見のとりまとめ及び見直しの確認と意見聴取
2020（令和2）年12月9日 第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の意見及び部会のとりまとめ報告 ・パブリックコメントの実施について
嘉麻市人権教育・啓発基本方針（案）及び実施計画（案）に係るパブリックコメント実施 【2021（令和3）年1月4日～2021（令和3）年2月2日】	
2021（令和3）年3月2日 第4回 策定委員会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのご意見に対する修正分報告
2021（令和3）年3月5日 第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのご意見に対する部会（案）の報告
2021（令和3）年3月24日 第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終決定

嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会 委員名簿

(敬称略)

団体名	役職	氏名	
福岡県立大学	名誉教授	森山 沾一	会長
部落解放同盟嘉麻市協議会	書記長	坂口 清二	副会長
嘉麻市社会福祉協議会	総合相談・地域づくり 推進係長	小川 史佳	
嘉麻市身体障害者福祉協会	会計	藤川 正人	
飯塚人権擁護委員協議会	副会長	大里 茂晴	
嘉麻市民生委員児童委員協議会		古賀 恒也	
福岡法務局飯塚支局	総務係長	安井 智華子	
飯塚公共職業安定所	次長	吉田 実	
福岡県福祉労働部人権・同和对策局	企画監	篠田 久美	
公募		有江 真由美	
公募		田中 務	

委員任期： 2020（令和2）年10月12日～2022（令和4）年10月11日

○嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例

令和2年3月11日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するため、日本国憲法、差別の解消又は人権擁護を目的とした各法令及び世界人権宣言の理念並びに同和対策審議会答申の精神にのっとり、差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消するための施策を推進し、一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 差別 人間としての法で定めた権利及び人間の尊厳を不当に侵し、踏みにじる行為をいう。
- (2) 人権 人間らしく生きるために必要な全ての権利を指し、一人一人が人間として認められ、自分らしく生きることができる権利をいう。
- (3) 世界人権宣言の理念 全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることをいう。
- (4) 同和対策審議会答申の精神 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その解決こそ国の責務であり、国民的課題とすることをいう。
- (5) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (6) 事業者等 市内において、営利又は非営利を問わず、事業又は活動を行うものをいう。

(基本方針)

第3条 市は、第1条に規定する「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の推進に関する施策（以下「施策」という。）の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の人権を尊重する視点に立って施策を推進すること。
- (2) 市の実態を踏まえた施策を実施すること。
- (3) 部落問題をはじめとするあらゆる差別を解消するための施策を講じること。
- (4) 施策を効果的に推進するため、全ての者が協働して取り組む社会を構築すること。

(実施計画)

第4条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、嘉麻市人権教育・啓発実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならない。

2 実施計画は、前条に定める基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

る。

(1) 基本方針に関する課題目標

(2) 基本方針に関する個別事業

(3) その他基本方針に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

3 市長は、実施計画を策定するに当たっては、あらかじめ第12条第1項に規定する嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会の意見を求めなければならない。

4 市長は、実施計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(市の責務)

第5条 市は、施策を積極的に推進しなければならない。

2 市は、施策の推進に当たっては、関係機関及び事業者等と連携を図り、市民と協力し、効果的な施策の推進を図るものとする。

(市民及び事業者等の責務)

第6条 市民は、市が行う施策に協力するとともに、自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別の解消に努めるものとする。

2 事業者等は、市が行う施策に協力するとともに、事業活動を行う上においてあらゆる差別の解消に努めるものとする。

3 市民及び事業者等は、あらゆる差別並びに人権侵害の行為並びに差別事件及び事象の発生を助長する行為をしてはならない。

(教育及び啓発)

第7条 市は、「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現のため、教育及び啓発の充実を図るものとする。

(実態調査等)

第8条 市は、施策を推進するに当たり必要に応じ、実態調査等を行うものとする。
(相談体制の充実)

第9条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

2 市は、差別事象等の発生を知り得たときは、事実確認のための報告を求めるなど、必要とされる対応に努めるものとする。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民及び事業者等に対し、あらゆる差別を解消するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告)

第11条 市長は、市内における差別事象について、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

2 前項の規定による報告及び公表に関する事項は、規則で定める。

(審議会の設置)

第12条 市長は、施策の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1) 施策の推進に関する事項

(2) 「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現のための教育及び啓発の推進に関する事項

(3) 同和対策事業の推進に関する事項

(4) その他「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に関し、市長が必要と認める事項

(審議会の組織等)

第13条 審議会は、部落問題をはじめ人権問題に関する学識経験を有する者を含む委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市差別をなくし人権を守る条例の廃止)

2 嘉麻市差別をなくし人権を守る条例（平成18年嘉麻市条例第98号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例の廃止)

2 嘉麻市人権・同和対策促進協議会条例（平成18年嘉麻市条例第99号）は、廃止する。

○嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例施行規則

令和2年5月1日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例（令和2年嘉麻市条例第23号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施計画の公表方法)

第3条 条例第4条第4項に規定する実施計画の公表は、市の広報誌又はホームページにその概要を掲載する方法により行うものとする。

(実態調査等)

第4条 条例第8条に規定する実態調査は次に掲げるものとし、施策の推進に資するものとする。

- (1) 市民意識調査
- (2) 差別の実態に係る調査

(相談体制の充実)

第5条 人権侵害及び差別に関する相談に的確に応じるため関係機関と連携し必要な取組を行うものとする。

- 2 相談窓口は嘉穂隣保館及びうすい人権啓発センターあかつきとし、相談員を置く。
- 3 インターネット等を利用した人権侵害及び差別に関する相談に応じるとともに、その被害の救済を図るため、インターネット上における差別的表現と見なされる悪質な書込み及び投稿等を監視（以下「モニタリング」という。）し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 モニタリング実施に関し、必要な事項は別に定める。

(差別事象の報告及び公表)

第6条 条例第11条第1項の規定による議会への報告及び市民への公表（以下「報告及び公表」という。）は次の事項について主管課において行うものとする。この場合において、報告及び公表は嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会の意見を踏まえ、被害者が二次被害を受けることのないよう十分配慮するなど、必要な措置を講じた上で行うものとする。

- (1) 条例第1条に明記する本条例が基とする上位理念等に規定する差別及びその他の人権擁護に関する事項
- (2) 差別事象の発生状況

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会規則

令和2年5月1日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例（令和2年嘉麻市条例第23号）第13条第4項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 5人以内
- (3) 関係行政機関職員 3人以内
- (4) 市民からの公募による者 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第5条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長

が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○嘉麻市人権教育・啓発施策策定委員会設置規程

令和2年5月1日
訓令第6号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に関し、総合的かつ効果的な施策を策定するため、嘉麻市人権教育・啓発施策策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 人権施策の策定及び推進に関すること。
- (3) 人権教育・啓発に係る基本方針及び実施計画の策定並びにその改定に関すること。
- (4) その他人権施策に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総合調整監
- (4) 福祉事務所長
- (5) 各課（局）長及び参事

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 策定委員会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(部会の設置)

第7条 委員長は、第2条に規定する策定委員会の所掌事務のうち、委員長が特に認める事項の検討及び調整を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指定する職員をもって組織する。
- 3 部会の部会長は、人権・同和対策課長をもって充て、副部会長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。

6 部会において検討した事項は、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び部会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

嘉麻市人権教育・啓発基本方針（改定版）

発行年月 2021（令和3）年3月

編集・発行 嘉麻市 人権・同和対策課

〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

TEL:0948-42-7405

FAX:0948-42-7093